

YAMALUBE®



BRAKE

FLUID

ヤマルーブブレーキフルード
BF-4

DOT-4

4 521407 124497

* 9 0 7 9 3 3 8 0 3 6 0 0 *

ヤマルーブ ブレーキフルード BF-4(DOT-4)

ヤマルーブブレーキフルードは、日本工業規格 JIS K 2233 4種 (BF-4)及び米国自動車安全基準FMVSS No.116のDOT-4に適合する非鉱油系ブレーキフルードです。

名称	自動車用非鉱油系ブレーキ液
用途及び種類	自動車用ブレーキ装置及びクワッチ装置用・4種
ウェット沸点	155℃以上
成分	グリコールエーテル系(64%以上)、ホウ酸エステル(34%)、防錆剤
内容量	500ml
危険有害性情報	危険 ●重篤な眼の損傷 ●生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ●長期にわたる、または反復ばく露による臓器(肝臓、腎臓、中枢神経)の障害のおそれ
警告	*全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 *上記用途以外には使用しないこと。 * 飲用不可 人体に害があるので、飲まないこと。 * ませるな! 鉱油系又はシリコン系ブレーキ液との混合使用禁止。 *引火性があるので、火気に近づけないこと。*ブレーキ液には吸湿性があり、吸湿すると沸点が低下し、ベーパーロックを起こしてブレーキが効かなくなる危険があるので、注意すること。*子供や判断能力の低下した方の手の届く所に置かないこと。
応急措置 緊急時の対応	*飲み込んだ場合、口をすすぎ、医師の診断を受けること。*眼に入った場合、すぐに水で数分間洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。*誤って豚・皮膚などに付いた場合、直ちに石鹸水を用いてよく洗い落とすこと。皮膚刺激が生じた場合は医師の診断を受けること。*ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断を受けること。*作業中に気分が悪くなった場合、直ちに作業を中止し速やかに通気の良い所で安静にすること。気分が回復しない場合は医師の診断を受けること。
使用上の注意 一般注意	*取扱い時は保護具を使用すること。*取扱後は手を洗うこと。*ミスト、蒸気を吸入しないこと。*-40℃以下の外気温度では、使用しないこと。*ブレーキ液は車の塗装面を傷めるので、付着した場合は、速やかに水で洗い流すこと。*ブレーキ液に鉱油(エンジンオイル、ガソリン、灯油、軽油等)、植物油、シンナー等を混合しないこと。ゴムカップの異常膨潤により、ブレーキが効かなくなります。*床にブレーキ液がこぼれた場合は布等で拭き取ること。
使用方法	①ブレーキ液の交換、補充については自動車毎に規定されているブレーキ液点検補給の取扱い方法に従うこと。交換目安:車検毎、ブレーキ液の色が黒褐色になった場合②ブレーキ液の交換、補充の際、リザーバタンク周辺の油、ゴミ、水などが入らないようにすること。③ブレーキ液のリザーバタンクの液面は常に正常に保つようにし、不足している場合は漏れ等を点検してから本液を補充すること。
保管・廃棄方法	*施錠し保管すること。*容器を閉封した場合は、速やかに使い切ること。*保管の際は、ブレーキ液が吸湿しないように、容器に密栓をし、直射日光を避けて保管すること。*ブレーキ液を他の容器に移して使用又は保管したり、使用後の空容器を再利用しないこと。*保存期間(未開封品)は、製造日から3年以上にならないこと。*容器を廃棄する際は、中身を使い切ったから都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託すること。*廃液は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。*トラブル発生の際は、原因究明のため証拠を保存し、速やかに販売元に連絡すること。

販売元・連絡先 株式会社ワイズギア 静岡県浜松市中央区元城町115-10 元城町共同ビル TEL 0120-819-049

自動車用非鉱油系ブレーキ液
JIS K 2233 4種
認証番号 CE0307010
FKK 静岡県
CE

指針番号	171
国連番号	N.A.

MADE IN JAPAN

容器: スチール
中 栓: PE
キャップ: アルミニウム

NET 500ml

火気厳禁
第4類第3石油類
危険等級III「水溶性」

ヤマハ発動機株式会社
静岡県浜田市新貝2500

株式会社ワイズギア